

競技団体及び競技者登録規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が、水泳競技の健全な普及・発展と円滑な競技運営を図るため、競技団体登録（以下「登録団体」という。）及び競技者登録に関することを定める。

(団体登録)

第2条 登録団体は、第一区分と第二区分のいずれか一方に属する。

- 2 第一区分とは学校及び勤務先（事業所）、第二区分とは第一区分以外の任意団体（以下「任意団体」という。）とする。
- 3 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。ただし、法人名と屋号が異なる場合は屋号での登録もできるが、サービス名やブランド名での登録はできない。
- 4 複数の加盟団体に（一法人が）同一法人名で登録することはできない。事業所名を付すなどし、別団体として区別できるようにしなければならない。
- 5 全国大会等において、異なる加盟団体から同一名称の登録団体が参加した場合、競技会での区別をするための特別な名称を指定することができる。

(競技者登録)

第3条 競技者は、所属する学校及び雇用関係のある勤務先の第一区分並びに任意団体の第二区分の2ヶ所に競技者登録をすることができる。

- 2 競技者は、自らの責任において所属する第一区分、第二区分の登録団体を選択する。
- 3 第一区分は、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング・日本泳法の全ての競技種目を通じて、1カ所の登録とする。
- 4 第一区分登録は、原則として年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。
- 5 第二区分は、競技種目毎に登録団体を選択することができる。小・中・高校生の第二区分登録は、スイミングクラブ等の活動（練習）実態を有する登録団体とする。
- 6 国際大会の日本代表及び国民スポーツ大会の都道府県代表は、第一区分、第二区分のいずれにも属さないが、競技者はいずれかの登録団体に登録されていなければならない。

(登録の手続き)

第4条 団体登録及び競技者登録は、登録団体責任者が加盟団体を通じて行わなければならない。

- 2 競技者登録料は、第一区分・第二区分の登録団体それぞれから発生する。
- 3 大学生（高等専門学校）の4・5年生を含む）は学生委員会支部への登録とし、その他

の学生（専門学校及び大学院を含む）は加盟団体への登録とする。

- 4 新規第二区分の団体登録について、その任意性等不明な場合は、事前に加盟団体を通じて本連盟に確認しなければならない。
- 5 登録にあたっては、本連盟が別に定める「競技者資格規程」、「競技会及び海外交流規則」を理解し、遵守しなければならない。

（登録の期限及び登録料）

- 第5条 団体登録及び競技者登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 団体登録及び競技者登録の際は、登録の有効期間の残存期間にかかわらず、本連盟の定める登録料を納付しなくてはならない。
 - 3 小学校体育連盟及び中学校体育連盟の主催大会に参加するための団体・競技者の第一区分登録料は、無償とする場合がある。
 - 4 団体登録及び競技者登録は、期間途中で抹消することができる。ただし、納付した登録料は返金しない。

（改 廃）

- 第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
 - 2 本規程は、2018（平成30）年4月1日より一部改定施行する。
 - 3 本規程は、2023（令和5）年4月1日より一部改定施行する。
 - 4 本規程は、2024（令和6）年6月23日より一部改定施行する。